

鳥獣被害防止総合対策交付金に関する緊急要望書

県内町村の多くは中山間地に所在し、ここで農業生産を営む地域住民は、年々拡大する野生鳥獣被害に苦しみながらも営々と耕作を続けてきました。このため、長野県町村会としても、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」の制定に向けて強く働きかけを行ってまいりました。

平成 19 年に特別措置法が制定されてから、県内の町村は被害防止計画を策定し、地域住民との合意の下に防護柵設置等の対策を講じてきました。当然、平成 22 年度においても、被害防止のための整備事業を計画に基づき進めるべく準備をしてきたところであります。

しかしながら、先に国から長野県に内示された今年度の整備事業のための予算は、県要望額の 4 分の 1 にも満たない額であり、町村が計画している防護柵の設置等に著しく支障をきたすものであります。

平成 22 年 3 月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」は、「食」と「地域」の早急な再生を図っていくとしておりますが、被害対策の遅れは鳥獣による食害・踏み荒らしを被った農業生産者の意欲減退と耕作放棄による遊休農地の拡大を招き、ひいては食料自給率の向上に向けた国の取組にも大きな影響を及ぼす恐れがあります。

今後益々深刻化・広域化する鳥獣被害に対して、これを軽減・防止していくための対策を充実し、農村の集落機能と農業生産体

制を維持・拡大させることは、国の重要な責務であります。

したがいまして、平成 22 年度における「鳥獣被害防止総合対策交付金」の増額確保に向け、早期に補正予算等を含めた財源措置を講じるとともに、引き続き町村が策定した被害防止計画に基づく対策が計画どおり完了できるよう、平成 23 年度以降の予算の確保と交付金配分基準の見直しを強く要望します。

平成 22 年 5 月 20 日

長野県町村会
会長 藤原 忠彦